⑱　介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年３月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

㈠　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　⑴から⑰までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数

㈡　介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　⑴から⑰までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

㈢　介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　㈡により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

㈣　介護職員処遇改善加算(Ⅳ)　㈡により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

ロ　療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

⑴　診療所型介護療養施設サービス費（１日につき）

㈠　診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ)

a　診療所型介護療養施設サービス費(i)

i　要介護１	623単位
ii　要介護２	672単位
iii　要介護３	720単位
iv　要介護４	768単位
v　要介護５	817単位

b　診療所型介護療養施設サービス費(ii)

i　要介護１	650単位
ii　要介護２	702単位
iii　要介護３	752単位
iv　要介護４	802単位
v　要介護５	853単位

c　診療所型介護療養施設サービス費(iii)

i　要介護１	641単位
ii　要介護２	691単位
iii　要介護３	741単位
iv　要介護４	790単位
v　要介護５	840単位

d　診療所型介護療養施設サービス費(iv)

i　要介護１	727単位
ii　要介護２	775単位
iii　要介護３	825単位
iv　要介護４	872単位
v　要介護５	921単位

e　診療所型介護療養施設サービス費(v)

i　要介護１	759単位
ii　要介護２	810単位
iii　要介護３	861単位
iv　要介護４	911単位
v　要介護５	962単位

f　診療所型介護療養施設サービス費(vi)

i　要介護１	748単位
ii　要介護２	798単位
iii　要介護３	848単位
iv　要介護４	897単位
v　要介護５	948単位

㈡　診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ)

a　診療所型介護療養施設サービス費(i)

i　要介護１	546単位
ii　要介護２	590単位
iii　要介護３	633単位
iv　要介護４	678単位
v　要介護５	721単位

b　診療所型介護療養施設サービス費(ii)

i　要介護１	652単位
ii　要介護２	695単位
iii　要介護３	739単位
iv　要介護４	782単位
v　要介護５	826単位

⑵　ユニット型診療所型介護療養施設サービス費（１日につき）

㈠　ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ)

a　要介護１	748単位
b　要介護２	797単位
c　要介護３	845単位
d　要介護４	893単位
e　要介護５	942単位

㈡　ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ)

a　要介護１	775単位
b　要介護２	827単位
c　要介護３	877単位
d　要介護４	927単位
e　要介護５	978単位

㈢　ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅲ)

a　要介護１	766単位
b　要介護２	816単位
c　要介護３	866単位
d　要介護４	915単位
e　要介護５	965単位

㈣　ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅳ)

a　要介護１	748単位
b　要介護２	797単位
c　要介護３	845単位
d　要介護４	893単位
e　要介護５	942単位

㈤　ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅴ)

a　要介護１	775単位
b　要介護２	827単位
c　要介護３	877単位
d　要介護４	927単位
e　要介護５	978単位